

第2回教育委員会（定）

開会日時 平成27年 1月 20日（火） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時48分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員 別府 明雄
委員 高野 佐紀子
委員 松澤 智昭
委員 橋本 正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西 幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	榎木 恭子	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	新部 明
学校地域連携担当課長	木内 俊直	学校配置調整担当課長	水野 博史
中央図書館長	代田 治		

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成27年第2回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第1号 東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例案の決定について

(学務課)

日程第二 議案第2号 東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例案の決定について

(学務課)

委員長 日程第一と日程第二はあわせて審議したいと思います。

議案第1号「東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例案の決定について」及び議案第2号「東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例案の決定について」、次長と学務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第1号と2号を続けてご説明させていただきます。

まず、議案第1号。

東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例案の決定について。

上記の議案を提出する。

平成27年1月20日。

提出者は、橋本教育長でございます。

東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例案の決定について。

東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例案を別紙のとおり決定し、平成27年第1回東京都板橋区議会に提出する。

別紙の方でございますが、第1条、趣旨でございます。

この条例は、東京都板橋区における幼稚園等（子ども・子育て支援法・（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により区長が確認した同法第7条第4項に規定する幼稚園及び認定子ども園をいう。以下同じ）の保育料（同法第20条第4項の規定による支給認定を受けた同法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに係る保育料をいう。以下同じ）の額を定めるものとする。

第2条、保育料の額。

幼稚園等が徴収する保育料の額は、別表に定める額とする。

第3条、委任。

この条例の施行に関して必要な事項は、東京都板橋区教育委員会が別に定める。
付則の第1項、この条例は、子ども・子育て支援法の施行日から施行する。

ただし、次の規定は公布の日から施行する。

第2項、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表については、6階層に分かれて保育料を規定しているものでございます。

提案理由でございますが、平成27年からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、区内幼稚園等のうち新制度へ移行する園（区立・私立）に関して、これまで各園が定めていた保育料を、特別区民税の所得割額に応じた6段階の応能負担に変更する必要があるためでございます。

続いて、議案第2号。

東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例案の決定について。

上記の議案を提出する。

平成27年1月20日。

提出者は、橋本教育長でございます。

東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例案の決定について。

東京都板橋区立幼稚園条例の一部を次のように改正する条例案を決定し、平成27年第1回東京都板橋区議会に提出する。

第1条、東京都板橋区立幼稚園条例（昭和46年板橋区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「年額12万2,400円」を「東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例（平成27年板橋区条例第●号）別表に定める額」に改める。

第2条、東京都板橋区立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「入園料及び」を「東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例（平成27年板橋区条例第●号）別表に定める額の」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「入園料及び」を削り、同項を同条第2項とする。

付則。

第1項でございますが、この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から、付則第4項の規定は公布の日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の東京都板橋区立幼稚園条例（以下「新条例」という）の規定は、平成27年度分以後の保育料について適用し、平成26年度分以前の保育料については、なお従前の例による。

第3項、平成27年度以前に入園した幼児の属する世帯の階層区分（東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例（平成27年板橋区条例第●号）別表に規定する階層区分をいう）がC階層第3階層又はC階層第4階層に属する場合に

注記…●は、区条例提出時に条例番号が付されます。

おける当該幼児に係る下表左欄に掲げる年度分の保育料は、新条例第4条の規定にかかわらず、同表右欄に定める額とする。平成27年度122,400円、平成28年度122,400円。

第4項、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行等に伴い、区立幼稚園の保育料を改定するほか、入園料を廃止する必要があるためでございます。

内容及び詳細につきましては、学務課長の方から説明いたします。

学務課長 次長の方からご説明がありましたけれども、議案第1号の方でございます。

こちらについては、新たに区が確認する特定保育施設である幼稚園等の保育料について定めるものでございます。具体的には、この条例の対象となるのは子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園及び認定こども園の保育料でありまして、このうち認定こども園につきましては、新制度で教育標準時間認定、1号認定の利用対象となる幼児に関する保育料を対象といたします。

認定こども園につきましては、教育を受ける1号認定の子どもと保育を受ける2号、3号認定の子どもの両方がいらっしゃいますけれども、こちらの条例につきましては1号認定子どもの保育料を対象としておりまして、このほかの2号、3号認定の子どもの保育料については、今回、保育サービス課の方で条例改正をして制定する板橋区保育所等保育費用に関する条例で定める保育料が適用となります。

参考で資料もお配りしているのですが、こちらのA3の資料になりますけれども、こちらは1号、2号の保育料との比較で作成したものでして、認定こども園の保育料につきましては、1号のお子さんについては、今回定める保育料、1号保育料の適用になります。

認定こども園において保育を受けるお子さんについては、こちらにあります2号、あるいは3号の保育料が適用になるということでございます。

それから、保育料の額でございますけれども、今回、このような設定をしておりますけれども、こちらにつきましては国の基準がございまして、こちらの上限以内ということで区が定めております。

考え方としましては、現行の私立幼稚園の保育料と負担軽減の水準を踏まえて、特別区民税の所得割額に応じた6段階に設定しております。

なお、現行でも行っております多子軽減措置を引き続き行うことといたします。

保育料体系の、別表の欄外に多子軽減の措置の備考がございまして、小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に、2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合に、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

幼稚園等の保育料の額を定める条例案につきましては、以上の内容でございます。

区立幼稚園の条例の一部改正につきましては、今回、区立幼稚園2園につま

しても新制度に移行するというところから、新制度の料金体系と同一体系にするものでございます。

なお、現行、区立幼稚園の保育料については定額で定めておりますので、今回の料金体系にするということで、一部、増額になる層がございますので、保護者の負担の軽減を考えまして経過措置を行うものでございます。

以上です。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

次長 入園料のことを説明してくれますか。

学務課長 入園料ですけれども、区立幼稚園の今回の改正条例でございますけれども、2条で入園料について記述しておりますけれども、現在、区立幼稚園においては3,200円の入園料を徴収しておりますが、国の考え方としましては、入園料は、基本的に保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えておまして、原則として、毎月の利用者負担額の徴収により賄うことを基本とするというような整理をしております。

そういったことから、区としても、区立幼稚園の入園料につきましては、今回、廃止いたしまして、保育料のみの徴収というように整理いたしました。

こちらの適用につきましては経過措置があり、平成28年度からの適用といたします。

以上です。

次長 私立幼稚園で5園が移行園ということですが、全体として、何園が新制度に移行するのか。

学務課長 私立幼稚園は、34園ございますけれども、新制度に移行する園としましては、現段階で5園と把握しております。

新制度に移行しない園につきましては、今までどおりの形態で、各園で保育料を設定して徴収するという形になります。

次長 新制度に移行する園の補助制度については。

学務課長 今回、私立幼稚園の中で、新制度に移る5園について詳細を調べましたところ、新しい保育料になった際に、現行の保育料よりも負担が増になってしまう層が一部あります。その方々につきましては、卒園までは現行の水準にとどめるために、区として補助金を支給する予定で準備しております。

次長 ですので、現行の保育料の負担よりも、新制度に移行した場合でも、多く負担しないように、別途、補助金の制度で対応させていただきます。

本来であれば、この制度が施行するという事で、もっと早い段階で保育料などを決めて保護者の方にお示ししておけば、これを見て、こちらの園に行くのか、今までの制度の園に行くのかという判断もあったかと思うのですけれども、国から出てくるものがかなり遅くなって、募集をした後で、こういう形で保育料を設定せざるを得ない状況ですので、そういうことも加味しまして、3年間、3年保育の方もずっと卒園までは現行の保育料の負担との差が出ないような形で、補助制度をこれとは別に実施するという事にいたしましたので、そこはご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

高野委員 前回の委員会でご説明いただいた補助制度がそうですね。

次 長 はい。

松澤委員 では、2つだけ聞いてよろしいでしょうか。

今回の件に関しては、補助金で負担していただくということだったのですが、これから以降、新制度に移行された5件のうち、先ほど負担が上がってしまうというようにおっしゃっていた場合、これからの募集の場合は、その補助金というのは続いていくということなののでしょうか。それとも、そうではなくて終わるということでしょうか。

学務課長 平成28年度の募集からは、きちんと告知して、周知しまして、それに基づいて、選択というか、入っていただくということで考えております。

松澤委員 ありがとうございます。

あともう1点。旧制度に残された34件のうち、5園以外の残りの方が旧制度を望まれているということなんですけれども、その要因というか、多く、どういう声で旧制度を望まれて、5園の新しい制度を受け入れていただいたところは、どういった意見が出ているのかというのをお聞かせいただきたいのですけれども。

学務課長 34園中5園が今回は移行ということで、全体としては非常に少ない状況でございました。

ほぼ、学校法人さんは様子見という状況でございまして、経営の視点によるものが一番要因かと思うのですけれども、今回、新制度に移りますと、今までの私学助成がなくなりまして、公定価格という形で幼稚園に通常かかる経費を全部算定するような方式になります。

その公定価格に対して区から給付費を払うわけですが、その収入がきちんと入ってくるのかどうかというところが非常に、園としては、経営上、注視しておりまして、その判断がなかなか難しいというところで、今回、平成27年度については、移行の判断をしたところは非常に少なかったという状況でございま

す。

今回、5園が移行ということなんですけれども、こちらについては個人立の園ですけれども、個人立については、制度上、新制度に移るチャンスというのが限られておまして、制度施行時のみということで、法人になればその辺はクリアできるんですけれども、そういった制約もございまして、今回、新制度に移るという判断をそれぞれされているところでございます。

以上です。

高野委員 個人立の幼稚園というのは、この機会に移っておかないと途中で動けないけれども、ほかの園については、また途中からも移ることができるわけですね。

学務課長 そうです。法人については、今回移らなければいけないという義務・制約はございませんので、いつでも移行は可能であるという前提です。

委員長 ということで、ほかにもございますか。

特になければ、前回も説明をいただいておりますので、お諮りいたします。

日程第一 議案第1号及び日程第二 議案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第三 議案第3号 東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例案の決定について

(学校地域連携担当課)

○報告事項

5. 板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例概要

(地-2・学校地域連携担当課)

委員長 日程第三 議案第3号「東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例案の決定」につきまして、報告5の内容とあわせて、次長と学校地域連携担当課長から説明願います。

次長 それでは、まず、議案第3号の方でございます。

東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例案の決定について。

上記の議案を提出する。

平成27年1月20日。

提出者は、橋本教育長でございます。

東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例案の決定について。

東京都板橋区あいキッズ条例の一部を次のように改正する条例案を決定し、平成27年第1回東京都板橋区議会に提出する。

第2条に次の1項を加える。

第2項、あいキッズは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成27年条例第●号）に基づいた運営を行うものとする。

第6条第1項第2号を次のように改める。

第2号、きらきらタイム。

前号に定める児童であつて、かつ、保護者の就労等により、家庭においてきらきらタイムに適切な保護を受けることができないもの又は規則で定めるところにより、教育委員会が特に必要があると認めるもの。

付則。

第1項、施行期日でございます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

第2項、実施のための準備。

この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うこととする。

提案理由。

国の放課後子ども総合プランの実施に伴い、新たに制定される基準条例との整合性を図り、「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴う児童福祉法の改正により、対象児童を全学年に拡大する必要があるためでございます。

内容については、担当の学校地域連携担当課長から説明いたします。

学校地域連携担当課長

それでは、東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例案の決定につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まずは、前回、第1回の教育委員会でご説明させていただきました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令、こちらに基づきまして、子ども家庭部において区議会に上程を予定しております「板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の概要が示されましたので、その報告からさせていただきたいと思います。

報告（5）の「板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例概要」、「地-2」をご覧くださいと思います。

こちらのA4の横の方の資料になります。

放課後児童健全育成事業の質を確保する観点から、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行により児童福祉法が改正されたところでございます。

注記…●は、区条例提出時に条例番号が付されます。

これに伴いまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営についても、省令で定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で基準を定めていくというものでございます。

それでは、新あいキッズ事業との整合性が図られる部分を抜粋してご説明申し上げます。

まず、1枚お開きいただいて、2ページ目でございます。

第5条の放課後児童健全育成事業の一般原則、2段目のところでございますが、こちらの、真ん中のところの最初の「・」のところでございますが、支援の対象は小学校に就学している児童となっております。

これは児童福祉法の改正に伴ってのものでございまして、これまでは、概ね10歳未満の児童となっております。つまり、対象児童が1年生から6年生というように変わってきているところでございます。

こちらにつきまして、あいキッズでは既に対象を全児童といたしまして、さんさんタイムにおきましては、異学年との児童同士の交流、それと学齢期に合わせた成長を促してきているところでございます。

この理念を継承しながら、保護者が就労等で放課後に留守家庭となるきらきらタイム登録の対象を1年生から6年生まで広げてまいりたいと思います。

次に、その下の第9条、設備の基準でございます。

こちらの2番目の「・」のところ、専用区画の面積は児童1人につき概ね1.65㎡以上であることというようになっておりますが、この専用区画というのは、放課後に一時利用している特別教室なども含まれるものでございます。

あいキッズにおきましては、あいキッズの専用室、こちらに加えて、特別教室など、既存の学校施設を活用して対応しているところでございますので、こちらの方で考えている部分でございます。

その下の第10条、職員につきましては、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員、こちらの方を置くこと。放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とすること。ただし、1人を除き、補助員をもってこれにかえることができること。そして、放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に規定する資格要件を満たす者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者とするとしております。

また、4ページ目です。

最後のページになりますが、こちらの方の下から2段目の付則の第2条でございます。

職員に関する経過措置にございますように、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条の第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるものを、「修了したもの」の中にこの「平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む」というように定めているところでございます。ですので、経過措置ということで、平成32年3月31日までに修了を予定している者も含まれてまいるところでございます。

この研修につきましては、現時点では具体的には示されていないところではございますが、あいキッズにおきましても、経過措置の期間内に放課後児童支援員、この資格を現在の法人にも取得させて、基準を満たすように配置していきたいと考えているところでございます。

最後に、4ページ目でございますが、第18条です。

開所時間及び日数につきまして、最初の「・」、(1)の小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業については、1日につき8時間。(2)のところには、小学校の授業を休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業につきましては、1日につき3時間としています。

この開所時間には、開設のための時間も準備時間として含まれるものでございます。

また、その下の「・」のところ、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めることとしています。

あいキッズ事業では、開所時間については、現状のとおりの開所時間で基準に該当しているところでございます。

一方、開所日数につきましては、直営の学童クラブと同様に、土曜日の実施をしていないために、今年度は243日となっております。

この基準に7日間足りないというところでございますが、同じ4ページのところの一番下の、付則の第3条、こちらに、開設日数に関する経過措置を設けてございます。こちらの方で、「当分の間、「250日」とあるのは、「240日」とすること」ということで定めておりますので、この基準条例と整合性が図られているというところになってございます。

しかしながら、この開所日数につきましては、土曜日のあいキッズ事業、こちらの方の実施につきまして、来年度中に、区民のニーズも把握し、また、委託法人や学校とも相談をしながら検討してまいりたいと考えております。

報告につきましては、以上でございます。

続きまして、東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例案の決定につきまして、あわせてご説明を申し上げたいと思います。

こちらの方は、国の放課後子ども総合プランの実施に伴いまして、今ほどご説明申し上げました新たに制定される基準条例との整合性を図るために、条例の一部を改正するものでございます。

1枚お開きいただきまして、新旧対照表がございますので、こちらの方をご覧いただきたいと思っております。

1/2ページのところでございますが、第2条第2項に、先ほど寺西次長の方から申し上げましたように、「あいキッズは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例に基づいた運営を行うものとする」と、事業内容の追加をさせていただいております。

これは、あいキッズ事業におけるきらきらタイムの登録者を放課後児童健全育成事業の対象者とするため、基準条例に基づき、実施する規定を追加し、基準条例との整合性を図るものでございます。

続きまして、第6条第1項第2号でございますが、「保護者の就労等により、家庭においてきらきらタイムに適切な保護を受けることができないもの又は規則で定めるところにより、教育委員会が特に必要であると認めるもの」としてまいりたいと考えております。きらきらタイムを利用できる者につきまして、変更しているところでございます。

これは、子ども・子育て支援新制度の開始による児童福祉法の改正に伴って、あいキッズ事業においても、放課後児童健全育成事業の対象者を小学校に就学している1年生から6年生の児童に拡大するものでございます。

最後に、2/2ページ。右上の方になりますが、付則についてでございます。

施行期日につきましては、こちらに記載のとおりとさせていただきますながら、また、実施のための準備といたしまして、この条例を施行するために必要な準備行為はこの条例の施行前においても行うことができるとさせていただいております。説明が、長くなりましたが、以上でございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

次 長 すみません、それで、一部訂正がございます。

議案のところ、第2項、「第2条に次の1項を加える」というところ、
「板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例」というようになっておりますが、今、報告の方で説明をしたとおり、「設備及び運営に関する基準を定める」という文言が抜けておまして、「基準を定める条例」というように訂正していただきたいと思っております。

新旧対照表の第2項のところも同様でございます。2カ所、訂正してください。

また、第6条第2号中「就労等」を「労働等」に改めるという内容も追加で訂正させていただきたいと思っております。

委 員 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 前回も説明していただいた中で、就労に関する要件というところが、利用時間に、保護者の方が月12日以上勤務していることが必要要件だったけれども、それが外されたというような説明を、たしか前回出たと思うのですが、それは、この新旧対照表とか、そういう中で、保護者の方の就労に関する部分というのは全然出てきてないのですけれども、それは、また別の、学童保育を受けるとか、そういう中でのことなのでしょう。

それが1点分らなかったことと、それから、あいキッズでは、就労のほかにも、PTA行事ですとか、地域のボランティアとか、そういうことでお時間を使う方も対象になってくるわけですね。その場合、この「就労等」という、ここに含まれていると考えていけばよろしいということですか。

学校地域連携担当課長 具体的な、前回ご説明した就労等が月12日以上というところは、この条例の施行規則、こちらの方で詳細を定めております。

前回、説明したのは、条例の改正の部分と、施行規則の改正の部分でお示したところだったので、12日以上という具体的な数字とかというのは規則の方で定めてまいる予定でございます。

その規則の中に、今、高野委員がおっしゃったような、例えばPTA活動とか、そういった学校支援活動についても定めていくというようなことになっております。

高野委員 分かりました。

学校地域連携担当課長 規則につきましては、また改めて国からも示される部分を反映させるところがありますので、年度内に、4月1日から適用できるような形で定めてまいりますので、改めてお示ししたいと思います。

高野委員 はい。ありがとうございます。

委員長 専用面積が1人当たり1.65㎡ということは、普通の教室だと何人ぐらいというイメージになるのでしょうか。

学校地域連携担当課長 大体、63から64㎡あるかと思っておりますので、40人程度かと考えています。

委員長 分かりました。

ということで、今回は、児童福祉法の改正に伴いまして条例も変更するという事で、原案の方は、一部、字句の訂正がありましたけれども、その訂正を踏まえまして、お諮りいたします。

日程第三 議案第3号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 平成26年度教育懇談会の開催について

(庶一1・庶務課)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「平成26年度教育懇談会の開催について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 「庶一」の資料をご覧いただきたいと思います。
改めてのお願いになります。教育懇談会の趣旨でございます。
開かれた教育委員会の実現を目指し、意見、提案を広く受け入れるための話し合いの場を設けるといところでございます。
開催日時、場所につきましては、平成27年2月6日、午後2時30分～4時30分、グリーンホールの1階を予定してございます。
参加者に関しましては、先日の打ち合せ会の後でご説明したとおりでございます。区立小・中学校児童・生徒の保護者の方100名程度、それと教育委員の皆様、教育委員会事務局の管理職、代表校長というメンバーを考えてございます。
それと、テーマにつきましては、こちらについても変更はございません。「学力向上のための家庭での取り組みについて～家庭学習の習慣化～」というテーマで臨んでいきたいと考えてございます。
実施方法ですが、第1部で講演、第2部でグループ懇談・発表という形になります。講演では、青木先生の方によりしくお願いしたいと思います。
参加者の決定につきましては、今現在、16日までが締め切りだったのですが、学校からの返事が若干遅れていまして、人数につきましても若干調整があるかなというようところでございます。
グループの構成については、先日お願いしたとおり、1グループ12名程度で10グループというところを考えてございます。
参考のために、当日の次第、メンバー表、それにメモに関するものを添付してございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
今日は青木委員がご欠席ですけれども、青木先生にご講演いただくということで、よろしくお願いたします。
特になければ、次に移ります。

○報告事項

2. 旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群調査概要について

(生一1・生涯学習課)

委員長 報告2「旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群調査概要について、生涯学習課長から報告願います。」

生涯学習課長 それでは、旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群の調査概要についてご説明をさせていただきます。

「生一1」をご覧ください。

昨年秋の教育委員会で報告させていただきました加賀一丁目所在の野口研究所内の近代化遺産群の調査でございますが、11月に緊急調査を実施させていただきました。データ及び画像について取得しまして、一定の判定が明らかになってきましたので、ご報告するものでございます。

後ほど、パワーポイントにより、画像を交えてご説明をいたします。

まず、明治10年に射撃場が当地に開設され、前年に製造を開始しました火薬を試験的に射撃場で発射しまして、その威力を計測したことが明らかになりました。

現在も研究等で使用しています明治38年ごろ建設された火薬研究所を初めとする施設群につきましては、大正12年の関東大震災で半壊、消失しまして、その後、新たに土台部分を使用して、2階建ての研究棟を建設したところでございます。他の建物につきましても、昭和初期から戦前にかけて完成されたようでございます。

いずれにしても、この地で、最先端の火薬研究が行われたということ、さらに、昭和9年頃にコンクリート製の弾道管が完成しまして、加賀公園側に残る射的も含めまして2種類の射場が並行して残るとするのは全国で板橋だけでございまして、開閉式射撃場が明治10年のものということになれば、日本最古のものとなります。

軍事施設群である建造物、各施設周辺の土塁、防爆壁、避雷針などが集中しているのは都内で唯一ということでございます。

このように火薬研究所を中心とした遺産群は、明治初期段階からの建造物、施設群が集中して残り、火薬研究という軍事技術を集約、機能化した重要な近代化産業遺産として認定できまして、全国的に見ても、ここだけであるという評価でございます。

板橋区として、産業都市板橋の原点である遺産群については、ぜひ文化財として保存し、できれば、加賀藩下屋敷の遺構が残る加賀公園や川向こうの理化学研究所の施設とあわせ、一帯を史跡公園として整備できればと考えております。

ただし、一方、現在の状況でございますが、こちらの土地は財務省から野口研究所に売却される予定が迫っておりまして、こちらの意向の実現はかなり厳しい状況でございます。

それでは、ここから15分程度、お時間をいただき、パワーポイントで文化財係長の小西学芸員よりご報告をさせていただきます。

小西学芸員 では、報告させていただきます。

今、最初に出ているのは、課長の方からお話がありました弾道管です。コンクリート製の弾道管です。野口研のシンボルになっていたものですが、

調査の方は昨年の夏ごろ、開発するという話もありましたので、急遽、調査団を編成して、野口研にあるものの施設、そういった性格を把握したいということで11月に調査させていただきました。

少なくとも明治10年以降に野口研究所が射撃場になっているということが分かっております。

各建造物の構造や建築年代を把握する。なおかつ、明治の近代化遺産が、近代化以降の近代化の中の遺産としての評価をしていくということとあわせて、調査期間が短期間でしたので、最先端測量技法、後ほど、3Dとかを見てもらいます

けれども、その辺をあわせて測量を行って、専門分野の先生方に入っていました。

波多野純先生は日本工業大学で建築学、鈴木一義さんは国立科学博物館産業技術史で世界遺産の日本代表部を務めている人です。

鈴木淳さんは東大の大学院で軍事産業関係、後藤先生は文化庁から、今、工学院大学で近代建築史、堀先生も文化庁から横浜地内の建造物の、あとは二村さん、あるいは大野先生は爆薬関係の建造物の専門ということで、それ以外に数名の調査員が入っています。

調査区域は、加賀公園に近い東側と西側の2分割に分かれています。

こちら、赤字でついたところが、戦中、戦前期以前の施設ということで、ないところは戦後につくられたものです。

測量につきましては、該当するところの草を払ったりとかしながら、計測実測しています。

測量につきましては、「ドローン」といって、自動走行のヘリコプターを飛ばして空から撮る方法と、ここにありますように、地上から3Dレーザで測量する、そういう2種類の方法をとっています。

これは、ドローンと呼ばれているもの、自動走行のヘリコプターをずっと飛ばして、上からの景観を撮っている。

こういう写真が合わさっていくわけですが、これを合わせていくと、オルソ画像といまして、ゆがみのない写真になっていきます。

西側の施設ですね。東側の施設。

こういうふうにも木が生えていますので、3Dレーザを使うと、こういった木を全部除去して、建物だけを立体化にすることができます。

これがヘリコプターで、ドローンというのですが、幾つかについてコンピュータ制御で、ずっと制御されたところを飛んでいる形。なおかつ、それをドット化して、3D写真モデルにしていく。これがオルソ画像ですね。

上から線をなぞっていくと、正確な平面図になっていきます。ゆがみは全くなりません。

空から撮ったものと地上からのレーダーで、今、これは編成途中ですが、こういうふうになっていますが、修正していくとこういうふうになります。

これを回転させていくと、ここの図面をとっていく。屋根がどうなのか、あるいは窓の大きさ、あるいは、そういったものをミリ単位で計測することができます。こういうような形で、今、途中ですが、データ化をしていく。

先ほどの弾道管がここに入っているわけですが、木がある。しかし、この3Dとかレーザでしていくと、正確に平面図でゆがみのない図に立体視されていく。

これは写真のように見えますけれども、これは点の集合ですね。1秒間に2万から3万ぐらいの点（光の粒子）が飛んでいきます。そうすると、ミリ単位のゆがみのない形になる。

これが建物。この建物は火薬研究所。当時は、明治38年か39年の日本最古

のコンクリート構造物というように一応考えられていたんですけれども、その後の調査で、どうも大正12年に施設が崩壊して火事になっているので、ただ、その上に新たにこれをつくっているということが分かっています。

3Dレーザを使うと、屋根を外して、中の廊下がどうなっているか、階段になっているのが、全部、透けて見えるような表現にすることができます。

では、野口研究所はどうなっていたのでしょうかという話ですけれども、明治9年のフランス式の測量図では、ここに最初に火薬製造所ができます。石神井川があって、ここに水路を新しくつくる。

これは、加賀藩の段階でつくっていたもので、ペリーが来た嘉永6年、1853年の秋には、ここに大砲を製造するための施設ができます。

その後、明治になって4年ごろから、ここに、当時は電気がないので、水力で動力をつくるという形で、石神井川の高低差を利用して動力源をつくった。それで、明治9年にこれが完成します。

ここに、水路のところに施設があるのですが、これがベルギー製の圧磨機圧輪を設置した。今、東板橋体育館の脇に圧磨機圧輪があるわけですが、それをここに設置しました。

製造した火薬の威力がどうなのかということ、翌年、明治9年に射撃をしなければいけないということになって、その選定用地がここです。

番号が書かれているのですが、我々の推測では、今、この加賀公園に大山、築山があるわけですが、その前にここが茶色っぽく残っているのは、加賀藩下屋敷のときの池、回遊式の庭園の跡ですが、ここに大山があって、どうも火薬をここで試し打ちするために築山を射撃のようにしたのではないかと、このように考えております。

東京都の公文書館には、明治10年にここを官有地にするというのがあって、ここが今の野口研、加賀公園を含めたこの部分になっているので、多分、ここが明治10年に射撃場だったのではないかと考えております。

もう1つは、これは明治40年の地図ですが、ここが大山ですね、加賀公園。もう「旧射撃場」という表記になっています。

土塁があって、要するに、オープンサイド、銃を構えて、ここで撃っていくという形にするわけですが、明治40年のときは旧射撃場という表記になってしまった。

これは、実は明治38年に北区の稲付のところに射撃場が新たにつくられたので、その関係で、一旦、ここを停止したのではないかと推測しているところです。

これは、大正12年の警備図ですが、震災があったときに、約40名は各製造所に警備として派遣されるのですが、そのときの地図です。

ここに大山があって、加賀公園がある。ここが土塁で囲まれている。ここに施設が2つあって、これが火薬研究所ですね。多分、これは、施設は明治38年から9年にできたんですが、関東大震災のときに崩壊してしまった。ですから、ここから射撃をするという形が行われていたのでしょうか。

これは、大正12年の震災のときの記録ですけれども、ここに築山、大山があって、施設ですね。これは、当初は明治38年か9年の施設と言われていたわけですけれども、実際には全壊、あるいは消失してしまった。

施設は、レンガ、あるいは鉄筋のレンガ積みの施設だったんですが、大正12年に崩壊してしまったために、それ以降、新たにこの土台を使いながら施設をつくった。

もう1つ、明治10年に射撃場にしたというところの記録の中に、「検速儀」というのが出てきます。検速儀というのは弾速を計るための機械なんですけれども、大正12年に、このところに「検速儀」という記録が出てくるので、これを見ると、ほぼ明治10年にここにあったという1つの証左になるのではないかと考えているところです。

これは昭和11年の陸軍火薬製造所ですけれども、こちら側の方が北区十条になります。最初にできたのはここですね、緑っぽいところ。金沢小学校から、今、東京都水道局あたりに最初につくって、それから、このエリア。火薬を製造したものは、こちらとこちらです。

火薬の製造も時代によって違ってきて、最初は黒色火薬といって、硝石、硫黄、あるいは木炭を合わせる。それから無煙火薬になっていく。無煙火薬は明治38年の日露戦争のときに、日本海軍がロシアのバルチック艦隊を撃破したときの火薬の6割か7割が板橋でつくっていた下瀬火薬と呼ばれているもの。

ですから、火薬自体の圧力、威力はないのだけれども、燃える威力があって、ですから、当時の砲弾というのは、爆発はするのですけれども、鉄の船を沈めるためにはどうするのかというのがあって、幾ら撃っても穴があいただけでは船はなかなか沈まないんですよ。

それで、下瀬火薬は、乗っている人間を火の爆発力で損傷させるという発想です。船を破壊するのではなくて、乗っている人間にダメージを与えるという、そういう火薬をここでつくっていたということです。これは、昭和18年のことですけれども、今の野口研究所の施設がほぼここにでき上がる。

射撃場があって、それが明治10年ですけれども、後に何回か変えられてつくっている。50mの長さで、ここに弾道管が出てきます。この下は、今の加賀公園がそのまま残っているわけです。加賀藩の下屋敷から始まって、ずっと戦後の野口研まで時代的に推移していく。

現状ですけれども、西側の方にはこの2つの施設があります。

色が黄色くなっていますけれども、多分、昭和40年代以降に塗っていった、窓もこんなに多くはないんですけれども、多分、窓も新たに付けている。この辺はやっぱり戦後に新たに付けている。ただ、土台と建物自体は当時のままではないかなと。

これは東側ですね。射的場があって、向こう側の方に理研が見えるという形になります。調査団のメンバーが入って、それで調べていくと。

これが弾道管。68.5cm、長さ50m。「CRK27インチ」となっています。戦前の表記は「インチ」になっています。

「ACRK」というのは、これはオーストリアのпатентでつくったコンクリート製のヒューム管という意味です。当時、コンクリートはпатентでしたので、ですから、決まったサイズのコンクリート管をどうも使って弾道管にしたのではないかとこちらの方に埋まっています。こういう形ですね。

ここにガイシがついていて、こちらの建物から撃って50m先につくわけですが、電磁波で、撃った瞬間に、中で電気の磁場ができていますので、撃った瞬間に距離が出る、スピードが測れるという方式です。

これは建物ですね。

正門は、本来はここにひさしがあって、入り口がなければいけないわけですが、戦後になって野口研がそういったものを変えていったということが分かります。

あとは、弾道管を発射するための窓もここにあいています。

こういった施設が幾つか、内部はこのように全部残っています。これは火薬研究所ですね。

施設は非常にシンプルですが、昭和のモダニズム様式の建築様式になっていて、東京駅のようにレンガとか、豪壮な、そういった建物ではなくて、ヨーロッパ・ドイツではバウハウスというのがあるのですけれども、シンプルな施設、こういったデザインです。これは戦前のものがそのまま残っている。

廊下も、こういうコンクリート製になっている。廊下、階段もこういうもの。多分、皆さんも、戦前期の施設はこういう施設があるなというイメージがつくと思うのですが、天井を高くして、片側廊下ですね。こちらが研究室。ここに扉があって、非常時に電源をオフにするという形になっています。

これは銃器庫。内部はこのようになっています。

これは爆薬製造所。多分、昭和9年か10年ぐらいにできていて、ここで爆薬を調合するものです。こちらに壁がありますけれども、これは戦後できたもので、本来は、外側から調節する。窓があって、こういうふうに調整弁ですね、窓から見ながら、大きな青銅製のタンクがあって、そこに色んな液体を入れながら、火薬を調合していく。

つまり、昭和の10年あたりになると、粉末火薬から液体火薬に移っていきます。結局、日本は、液体火薬はつくれるのですけれども量産ができないので、無煙火薬になっていく。

これが明治10年の射撃場の跡。ここに加賀公園があって、射的がここにあるという形になります。本来、ここに建物があったのですが、どうも、平成15年前後に解体されたようだ。

これも、やっぱり都内に唯一残りますけれども、土塁とコンクリート製の防爆壁ですね。本来は土で土盛りしているのですが、昭和に入ると、施設を守るためにコンクリート。

これは弾薬棚になっているけれども、こちらが扉になっていて、爆発しても威力が後ろに抜けて、上に上がっていく形。ですから、周りにある施設に影響を与えないということになっています。

これは、加温貯蔵室です。こういう窓は本来ついていないはずですね。

部屋は2つの間仕切りになっていて、ここに御影石の、いわゆる、かまちが残っているのです、どうも内部は2つに分かれていたのではないかと。

同じように、この隣に、うわものを除去されたところに、簡単に言うと床暖房になっていて、1年間を通じて一定の温度で保温するやり方と、そうでない方法もあって、多分、これは明治か大正ぐらいにつくられたものですが、床暖房になっているということになります。

これも耐熱式です。土台だけ残っていて、多分、上は木造だったのではないかと。防火水槽は2カ所残っています。

消火栓ですね。これも、消火栓。

避雷針ですね。「避雷設置盤標、前方約三米、深さ約八米」。5～6mぐらいの土塁があって、その上に避雷針、10mぐらいの鉄の芯が立っていて、それが二、三十m間隔に置いてあります。そのために避雷針標をここに置いている、そういったものになっています。

調査の評価と成果については、都心部でこれだけの施設がまとまっているのはここしかありません。火薬研究とダブリますけれども、明治10年以降のそういったものが1カ所集中、コンパクトにまとまっているのはここしかない。

射撃方式は、露天式と隠蔽式の2種が残っている。普通は、射撃場には両方あるんですけども、家政大学に、今、家政高校があるんですが、あそこに300mの弾道管があって、それはどうも、戦後、官舎をつくるときに除去したわけですが、開放式と、露天式と隠蔽式の2種類の射撃場が残っているのは板橋しかなくて、特に大砲の弾道管は、まだ群馬とか京都の宇治に残っているんですけども、小銃式というのは板橋にしか残っていません。

建物は昭和モダニズムの設計思想。北区等の施設と隣接して、そういったものが集中している。

将来的には史跡公園としての景観整備には望ましい。板橋の産業の発祥の地と考えています。あとは、近代化遺産の拠点。

加賀藩の史跡公園として加賀藩の回遊式庭園と射撃場、それが金沢市との連携で繋がっていると、理研施設と融合して、一体化を進めているというように考えているところがございます。

それで、測量の3Dの方を、今お見せします。

今、この施設はこういう形で、上から見た図です。ですから、このままなぞると平面図になっています。

等高線が入っていて、標高17m、19mというように入っていますけれども、これは、という形で、これを回転させていくと、今、ドローンで、空から撮ったものです。今、地上からのデータを入れていくと、この辺の木が全部なくなって、施設だけがどうなるかというのを見ていくことができます。

こういう形で、こちらは西側、東側という形で。

ですから、回転させて、対象物を詳細に見るときに、ありとあらゆる方向から測ることができます。

ですから、さも人間が歩いていて、見上げるように施設を見ていくということも実際には可能だということで、あと、今は、地上からの3Dレーザのデータを入れていくと、もっと正確にその辺の図が出てくるということになろうと思ってございます。

これが現在の野口研の調査の状態です。

報告は長くなりましたが、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 大変歴史的に価値があるものだという事はよく分かりました。

ほかとの兼ね合いなどもあって、なかなか難しいのだと思いますが、また、引き続き、調査を行っていただき、よい結果が出るようにお願いします。

生涯学習課長 本日、また、野口研究所さんの方に来ていただいて、同じようなご説明をさせていただきたいというようなことで、ぜひ、ご協力を求めていますと思ってございます。

委員長 非常に歴史的には、多分、価値のあるものと思いますので、ぜひ、残していきたいなと思っております。

今見ていて、中学校の写生に行ったときに見た建物が何となく出てきて、昔はもっとレンガ色をしていたなという感じもありましたけれども、ぜひ、残していきたいなと思います。

次長 ちょっと補足して。今、映像の方には出てこなかったのですが、対岸に理化学研究所がありまして、そちらの方も産業遺産に認定すべく、東京都の方で調査を今やっております。

そちらは、今、昭和モダニズムという説明がありましたけれども、今、委員長がおっしゃったようなレンガづくりの建物が残っておりまして、そこも理研としての実際の実験を色々な方がやられたというような実験室も残っているようなので、そここの野口研と加賀公園が一带として、歴史的な価値ということで保全ができないかなというところでお話をしているところです。

これは、最終決定ではありませんが、板橋区内には国の史跡と呼ばれるものが志村の一里塚しかないわけですがけれども、手続をとれば、ここの産業遺産群がその史跡として残せるのではないかなというようなお話も委員さんの方からはいただいておりますので、調査団の委員さんの方からは、東京オリンピックに向けて整備をして、都内にこういうものがなかなかないので、それも外国との関係において色々つくられたものという意味でも価値があるのではないかなということで、そういうことも考えたらどうかというようなご提案をいただいております。

○報告事項

3. 平成27年成人の日のつどい 実績報告

(生－2・生涯学習課)

委員長 では、次に、報告3に移らせていただきます。「平成27年度成人の日のつどい実績報告」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生－2」をご覧ください。

1月12日月曜日に開催されました板橋区の成人の日のつどいについてご報告いたします。

特別区においては、地区ごとに開催している成人式は板橋区だけでございます。

当日は、町会支部、青少年健全育成地区委員会などが実行委員会を組織しまして、地域による成人をお祝いする会が、盛大に、また、地区ごとに工夫をこらし、まさに手づくりの会が開催されたところでございます。

当日は気温がやや低くて寒さが厳しかったのですが、天候には恵まれ、どの会場も大勢の成人男女が来場しまして、素晴らしい会になりました。

板橋区では、セレモニーの際のトラブルなどの問題や苦情なども全くなかったと聞いてございます。

今年の成人者数につきましては、区全体で男性が2,442名、女性が2,470名の計4,912名で、参加された成人は男性が1,438名、女性が1,287名の合計2,725名。参加率は昨年より若干増えまして、55.5%でございました。

教育委員さんには、全員がそれぞれの会場に行っていただきまして、区の代表としてお祝いの挨拶をしていただきました。本当にありがとうございました。

ご報告は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 私は志村坂上地区に参加させていただきました。今年で3会場回らせていただきましたが、どちらの会場も、それぞれ地域の方の手づくりで、本当に和やかで素晴らしい会でした。

志村坂上地区では、皆さん、出身中学校ごとに集まって記念撮影をされていて、参加している方たちの思い出になって、いいなと思いました。

松澤委員 私の方は蓮根地区、志村第六小学校で行われた会に初めて行かせていただきまして、自分が成人式を行った場所でしたので、ちょっと思うところがあったのですが、一番心に残ったのは、やはり新成人の方、男性2人が挨拶をしていたんですが、非常に2人とも立派な挨拶をしていただいて、非常に来賓の方からもよかったという声を聞いたので、やはり自分たちのときよりも挨拶慣れしているというか、本当に素晴らしかったなというのが意見でございます。

委員長 では、私の方は下赤塚地区に行ってまいりましたけれども、ここは以前に行

ったこともあるんですけども、宴席が並んだところで立ったままお話を聞くということで、どうしても前の方の人はしっかり聞いておりましたけれども、後ろの方はかなり私語が多いという、会場の関係なのでやむを得ないと思うのですけれども。去年は成増に行っておりますけれども、成増ですと、宴会と挨拶とは完全に別々の椅子席となって、きちんと聞いていただけますけれども、それほど騒ぐというほどではありませんけれども、若干、私語があったなという感じですけども、下赤はアルコールが出ないので非常に静かに行われました。

なぜか、ここはいつ行っても気がつくのですけれども、男子と女子が完全に分かれるのです。なぜか、あそこは。そう思いました。

全体的な話でいきますと、高島平地区の参加率が89.8%ということでダントツにいいわけですけども、ここは何か出席を促すための対策というか、方策というか、やっているのでしょうか。

生涯学習課長 多分、これは高島平区民館ということでございますので、非常に大きな会場というようなことが1つあると思います。

もう1つは、こちらの方にお笑い芸人が毎回来て、セレモニーについては、長時間やるということではなくて、1時間程度でそれを全て終わるという形の中で、参加者が多いのかなと思ってございます。

必ずその場所に行っていただくというような指定はしておりませんで、成人の方の意向に沿った形で、どこでも受け入れるという手法をとっております。

委 員 長 そういうアトラクションがある部分も、多少は。

生涯学習課長 あるのではないかなと思います。

次 長 あと、逆に、飲食は全部、お酒もないし、食べ物もないです。椅子席だけです。ですから、その漫才を聞いて、終わりになって、皆さん方は、では、自分たちでどこかへ食べに行こうかと、そういうような。

委 員 長 そうですか。そうすると、地域の方が色々とスタンバイする手間もないという部分。

生涯学習課長 そうですね。大勢来ていたので、帰りがすごくごった返して大変でした。

委 員 長 ないかわりに、地域の人との交流というのも余り少なく。

生涯学習課長 そうですね。そこで色々飲食までするという事ではないので、結構、その辺は、ないかなというように思っております。

委 員 長 そういうやり方もあるという。

生涯学習課長 はい。

委員 長 分かりました。

次 長 若い人には参加の気持ちが高くなるのかなというように。

委員 長 分かりました。
よろしいですか。

(はい)

○報告事項

4. 「板橋区通学路交通安全推進連絡会」の設置について

(地－1・学校地域連携担当課)

委員 長 では、報告4「「板橋区通学路交通安全推進連絡会」の設置について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、「板橋区通学路交通安全推進連絡会」の設置につきましてご報告させていただきます。

資料の方は「地－1」をご覧ください。

平成24年に全国で児童・生徒が死傷するという交通事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁から、通学路における交通安全の確保を目的に、関係機関による緊急合同点検の要請、こちらがございました。

これを受けまして、板橋区では、各小学校の通学路におきまして、学校、PTA、保護者、道路管理者、警察、教育委員会で緊急合同点検を実施いたしまして、平成26年8月までに必要な安全対策を協議・実施してきたところでございます。

このたび、こうした取り組みを継続的、効果的に行うため、関係機関のさらなる連携・協力体制を構築するために、「板橋区通学路交通安全推進連絡会」を設置することとなりました。

これまでの経過といたしまして、2の(1)に記載のメンバーにより、板橋区通学路交通安全推進連絡会(準備会)を立ち上げまして、3回の会議を通しまして、この板橋区通学路交通安全推進連絡会の設置案、あるいは通学路交通安全の確保に必要な手順や方策等を盛り込んだ「板橋区通学路交通安全プログラム」、こちらの案を検討してまいりました。

裏面の方に移りますが、3の板橋区通学路交通安全推進連絡会の設置につきましてでございます。

小学校における通学路の交通安全の確保に向けた取り組みを効果的に行うために設置いたしまして、その所掌事項は、通学路交通安全プログラムの作成、通学

路の危険箇所の把握、危険箇所に対する対策の検討・実施、その他、通学路の交通安全対策を目的、所掌事項としてまいりたいと考えております。

構成員につきましては、教育委員会事務局次長以下、記載のとおりといたしまして、教育長が委嘱、または任命し、任期は2年としてまいりたいと考えております。

続きまして、4の板橋区通学路交通安全プログラムの概要でございますが、通学路の交通安全確保のために、継続的な推進体制を確保し、関係機関による合同点検を行い、効果の把握、対策の改善・充実の取り組みといたしまして、PDCAサイクルを活用しまして、繰り返し実施していくということを基本的な考え方としていただいております。

通学路の交通安全点検の流れでございますが、年に1回、各小学校がPTAや保護者等と通学路の安全点検を行いまして、危険箇所を抽出してまいります。

通学路交通安全推進連絡会におきましては、関係機関による合同点検を実施ということで、してまいりたいと思っております。

また、その点検の実施結果から、対策に必要な箇所について、ハード面、ソフト面の対策といたしまして、具体的な実施メニューを検討してまいりまして、各対策が円滑に進むように関係機関で連携を図り、実施してまいりたいと考えております。

最後に、対応策につきましても検証いたしまして、さらなる改善を図るとともに、点検結果、対策についても公表してまいります。

学校やPTA、保護者を初め、関係機関で情報を共有してまいりたいと考えております。

今後の予定につきましては、年度内、平成26年度中に、この「板橋区通学路交通安全推進連絡会」を開催いたしまして、今申し上げましたプログラムの正式決定を行い、平成27年度から実際に実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 2つ、よろしいでしょうか。

1点目は、今、こういったまとめたものを、一般の保護者だったり、子どもたちへの告知、知ってもらうための方法ですか、そういうのは。

学校地域連携担当課長 ホームページ上に、最初に取り組みました緊急合同点検について、実際に危険箇所として抽出した場所に対してどういった対策をとったかというところは掲示していただいております。

松澤委員 この先も、そういった形の方法になるのか。それとも、例えばですけれども、やっぱり学校を中心として、その保護者やその子どもたちに、ここは危険ですということを周知していただく活動をする計画はあるのですか。

学校地域連携担当課長　この活動を毎年定期的に行えるように、学校側がどうしても中心となろうかとは思いますが、保護者の皆様方、PTAの方々と一緒にそれぞれの学校の通学路について点検してもらい、こういった場所が危険ではないかというような情報をいただきながら、それを推進連絡会の方で抽出して、各関係機関で対策をとっていきたいと考えています。

それを毎年行いますので、今年度についてはこうだったというような結果も含めて、公表してまいりたいと思います。

松澤委員　公表する、その方法というのは。

学校地域連携担当課長　ホームページ、あるいは、こういったところを直したということは、具体的には各学校にお知らせしていきたいとは考えております。

松澤委員　分かりました。

あと、もう1点。通学路内に、結構、乱暴な車が入ってこられるケースが多いのですけれども、そういった保護者や子供たちの状況を見ている方たちから情報をいただく場合、こういった経路。各学校でそういうのをまとめていただくのか、それとも、こちらの会の方に直接報告していいのか、どの辺を。

学校地域連携担当課長　基本的には各学校の方にご連絡いただければ、校長等も把握しておりますので、こういった状況なのかということでは分かりますかと思えます。

直接、例えばスクールゾーンに規制時間内に入る車がいたりしたときに、お声かけというのなかなか難しいと思いますので、よくある例としましては、ナンバーや車種等を控えてもらって、また、何時ぐらいかということをご報告いただくと、警察の方でも対応しやすいということなんです。

一方で、そのスクールゾーン内に居住されている方で常に利用されているというような場合は、警察の方から通行許可証を発行できますので、それが掲示されているのか、されていないのかということも含めて、車種等が限定されると、指導しやすいというように考えております。

松澤委員　では、一応、1個、例を挙げてよろしいですか。

学校地域連携担当課長　はい。

松澤委員　例えばですけれども、通学路の入り口にこういうのが立っているではないですか。

学校地域連携担当課長　はい、うまですかね。

松澤委員 あれが立っている中に、声をかけても入られてしまった車がいらっしやったときに、こういう会があるので、警察の方も入っていらっしやるので、ちょっとやめさせたいけれども、自分で個人的には言いづらいという場合は、こういった関係のところにお声かけは。

学校地域連携担当課長 そうですね、私どもが、事務局になりますので、直接ご連絡いただいても結構ですし、学校の方にご連絡いただいて、そこ経由でということでも大丈夫です。

松澤委員 分かりました。ありがとうございます。

高野委員 緊急合同点検の結果を踏まえて、危険箇所が整備されたり、また、スクールゾーンの時間が統一されたりと、すごく点検の成果はあったと思うのです。

しかも、やはり色々な機関が連携していかないと、そういった制度を変えていくというのは難しかったので、これからも定期的に連携をとりながら活動していくことが大切だと思いますので、この連絡会ができるというのは大変素晴らしいなと思っております。

それで、一応、目的として小学校の通学路ということなんですが、私が気になるのは、やはり小学校以外の、中学校ですとか、幼稚園とか、そういうところの危険なところも中にあったというお話も聞いておりますので、そういう部分についても、小学校の通学路を点検する中で自然と見えてくるとは思うのですけれども、その辺に対してはいかがでしょうか。

学校地域連携担当課長 幼稚園、保育園の園児につきましては、基本的に登園、下園というか、行き帰りについては保護者の方が一緒だということで認識しております。一方、小学生の場合ですと、子供たちだけというところがあって、そこが一番危ないのではないかとこのところでは考えております。

そのため、現段階では小学校の通学路というところで限定してまいりますが、色々調べていく中で、やはり保育園、幼稚園というところで必要がある場合には、あわせて検討してまいりたいと考えています。

高野委員 高島平幼稚園に行ったときに、やはり事故現場に近いということもありましたので、高島平幼稚園はみんなで手をつないで、そこの渡り方の練習をしたり、保護者の方が基本的についていらっしやっても、子どもさん1人でぱっと行ったりということもあるということで、交通に対して熱心に取り組んでいらっしやったので、そういうところも、こういうせっかく立派な会ができるので、ぜひ、小学校だけにとどまらずに、色々なところにも広げていただけると、さらにいいのかなと思いました。よろしく願いいたします。

学校地域連携担当課長 ハード面については小学校の通学路というところもありますが、ソフト面というところでは、やはりルールの徹底とかということも含めながら、小学生の子

どもたちだけではなく、保護者を含めた大人、それと、未就学児というところにも、お伝えできようかと思っておりますので、あわせて進めてまいりたいと思っております。

高野委員 よろしくお願ひいたします。

委員長 通学路の交通安全ということで、時間帯によって、自転車が多いところとか、たまたま点検を昼間にやったりすると、ほとんど自転車は通らないのですけれども、通学時間イコールほとんど通勤時間になってくるので、自転車が多いというところもあるので、その辺もしっかり見ていただけるといいかと思っております。

あとは、屋根から雪が落ちてくる場所とか。普段は余りないと思うのですが、そういった場所とか、あるいは地震で倒れそうな塀がある場所とか、そういった場所もしっかり見ていただければいいかなと思っておりますし、あとは、商店街の商品が出過ぎているとか、そういった場所もしっかりチェックしていただけるといいかと思っております。

今回は、あくまでも交通安全なのですけれども、防犯上の問題があるようなところもあるので、それは、このメンバーとは変わってくると思うのですけれども、大体、同じような、関係する方々が多いので、その辺もあわせて見られたらいいかなとは思っております。

学校地域連携担当課長 今回設置するのは、あくまで通学路の交通安全というような視点からのものではあります。確かに不審者対策等、そういったものも当然通学路に潜んでいる危険だとは思っておりますので、そこはまた違う形になろうかとは思いますが、あわせてそういった情報がある場合には関係機関には連絡をして、対策をとるようにお伝えしてまいりたいと考えています。

○報告事項

6. いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について（第4回）

（配－1・学校配置調整担当課）

委員長 では、報告6「いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について（第4回）」について、学校配置調整担当課長から報告願ひます。

学校配置調整担当課長 それでは、いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況についてご報告いたします。

資料は「配－1」になります。

今回のご報告は、Cグループ（板橋第九小学校・中根橋小・板橋第一小学校）の3校での協議会の委員が決まりましたので、その部分を中心にご報告させていただきます。

それでは、順番に、Aグループでございます。

上板橋第二中学校と向原中学校でございます。

昨年12月25日の教育委員会におきまして、一度、ご説明させていただいて

おります。その後、進捗上で大きな動きはございません。現在、次回、1月29日の第6回協議会に向けて準備している状況でございます。

12月の教育委員会におきまして、Aグループの協議会報告としまして、多くの委員さんから小中一貫教育についてご意見がありましたことをご報告させていただきました。

小中一貫教育の導入につきましては、色々な課題、例えば小中一貫カリキュラムの開発とか、教職員の方の負担感の軽減とか、また、一貫教育を受けていない子どもたちを、転出入時において、どのように受け入れていくのかなどがございますので、板橋区としても具体的な方向性について議論を進めていく必要があるというお話をいただいたところでございます。

また、そういうことを含めて協議会で説明すべきとのご意見をいただきましたので、本日、閉会后、事務打ち合せ会の中で、次回の協議会での説明内容について少しご説明させていただきたいと思っております。

次に、板橋第十小学校のBグループでございます。

10月9日に保護者・地域説明会を開催いたしまして、資料の裏面になりますが、1月の中旬から、保護者の方、地域の方々、また近隣の幼稚園・保育園を対象にアンケート調査を実施しております。

質問事項は、学校の改築に当たって特に重要だと思えるものとか、あとは、改築後の校舎に残してほしいもの、改築に当たって配慮してほしい点、また、関心がある点などについてお聞きしているところでございます。

2月12日で締め切りまして、集計をいたします。

来年度からは教員の方へのアンケートや聞き取り調査を実施いたしまして、改築校舎の基本構想を考えるときの参考にしてまいりたいと思っております。平成28年度から設計作業を開始できるように準備を進めてまいります。

最後に、Cグループの板九小、中根橋小、板一小の3校での協議会でございますが、既にご説明させていただいているとおり、魅力ある学校づくりプランの策定当初は、Cグループは板九小と中根小の2校での協議会を立ち上げる予定でございました。しかし、保護者の方とか、地域の方のご意見を受けまして、板一小も含めた3校での協議会を設置する方向で調整を図ってまいりましたところです。

また、協議会の設置時期でございますけれども、板九小のPTAの役員の方から、平成27年度の新1年生の数に影響が出ないように、入学者がほぼ確定するまで協議会の設置を待つほしいとの要請がございましたので、年明けまで待った経緯がございます。

まず委員でございますが、各学校から、現PTAの役員、あと、学校関係者の方、学校長で6名ずつです。町会の方からは、正副町会長さんを中心に、4つの支部からご推薦をいただいております。

なお、仲宿支部につきましては、板九小、中根橋小、板一小の3校とも仲宿支部の管内に設置されているというところと、あとは通学区域がかかわっている町会さんが多いというところで、支部長さんを含めて4名ご推薦いただいております。

また、中立的な立場の委員ということで、小学校のPTA連合会から1名、事務局として、教育委員会事務局次長を含めると、全部で30名の委員構成という形になってございます。

今後は、最初に2月7日に保護者・地域説明会を実施いたしまして、第1回目の協議会は2月19日木曜日に決定いたしまして、実施していきたいと思っています。

1回目の協議会では、協議会の名称とか会則などを決定しまして、会長を選出するなどの準備協議会を行いまして、魅力ある学校づくりプランの概要を、いま一度、説明していきたいと思っています。本格的な協議は第2回目以降になるかと思っています。

協議会は、概ね月に1回程度開催いたしまして、平成27年度中には合意形成を経て、協議結果を意見書としてまとめていきたいと思っています。

進捗状況につきましては、また追ってご報告させていただきたいと思っています。以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 今、整備週間後の学校訪問で、色々な学校を回らせていただいている、向原中と、それから、あと中根橋小学校を訪問させていただきました。

学校の周辺や学校の中とか、改めてそういう目でまた見させていただいたり、校長先生からお話を伺って、改めてこのプランを進めるための難しさというのを実感してきたところです。

これから大変だとは思いますが、皆様のご理解とご協力を得られるように、ぜひ、丁寧に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 国の方でも、今、盛んに統廃合の話が出ていますけれども、あくまでも児童生徒の学習環境がよくなるような適正規模にもっていくのが一番大事なことだと思っていますので、よろしく願いいたします。

○報告事項

7. 図書館の特別整理期間に伴う休館

成増図書館 2/23(月)～2/28(土) 6日間

(口頭・中央図書館)

委員長 では、報告7「図書館の特別整理期間に伴う休館」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、来月2月の図書館の特別整理期間に伴う休館についてご報告いたします。

次第に記載のとおり、成増図書館が2月23日月曜日から2月28日土曜日までの6日間を特別整理期間に伴う休館といたします。

報告は以上です。

委員 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
特に、定例の休館ということによろしいでしょうか。

(はい)

委員 長 次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

指導室長 机上に、カラー刷りのチラシを置かせていただいております。生徒会交流会の発表会といじめシンポジウム。

まず、先週の金曜日に、教育委員との懇談会ということで、各学校の生徒会と懇談していただいて、ありがとうございました。

それを受けて、この2月2日、文化会館の小ホールで中学生交流会とシンポジウムを行います。

教育委員さんとしては、青木先生に代表でご登壇いただくことでお約束いただいています。

そのほか、今年度は、青健の高田会長様、それから、P連の上田会長さん、それから、日本女子大の学生さんも一緒に舞台の上に上がって、中学生の生徒会の代表と、いじめ防止のシンポジウム、それから、来年度に向けたスローガンの発表という形でありますので、よろしく願いいたします。

委員 長 よろしく願いいたします。

ほかにごございますか。

なければ、私の方から、二、三、報告させていただきます。

1月10日は志村第四中学校の学校公開に行ってみまして、ここで、英語はデジタル教科書を使って授業をしておりました。慣れた先生になると、この方が非常に使いやすいというようにお話でございました。

ただ、この校長先生は、前校は板橋五中で、色々手づくりの電子黒板等で工夫されておりましたけれども、志村四中とは全く事情が異なるということで、前校での経験は全く役に立たなかったと言っておりました。

生徒数が非常に違うのと、あと、地域の協力が、ここは板橋五中に比べると余りないということで、その辺のところを加味しながら色々努力していくというお話でございました。

それから、1月17日は成増ヶ丘小学校の学校公開に行ってみまして、1年生から6年生まで参観者が非常に多くいらっしゃいましたけれども、3時間目の意見交換会になりますと20名程度で非常に少ないというのは、どこでもそういう傾向にはあるのですけれども、余り多くなかった。けれども、質問と意見も多少は出ましたので、よかったかなと思っております。

成増ヶ丘小学校に関しては、児童よりも、むしろ家庭の方に問題がある案件が

二、三あって、兄弟が行っている赤二中とも連携しながら対応しているというところだそうでございます。

整備週間ではないのですけれども整備状況もチェックしてしましまして、廊下に、絵とか、そういった作品を載せる網の棚があるのですけれども、キャスターつきで置いてありまして、あれは絶対地震のときには動き出すし、倒れてくるよというお話をして、動かすこともあるということですから、ベルトでちょっと引っ掛けてとめるとか、そういう方法で固定しておいた方がいいのではないかなというお話もさせていただきました。

あと、1月17日に同じく説経浄瑠璃の講演がありまして、これも行ってありまして、説経浄瑠璃のほかに、今回は高野山の僧侶の方が見えまして、プロジェクターを使って絵の説明をしながら、「石童丸」というお話を聞かせていただきました。

高野山の荻萱堂というところに行くと、絵がずっと張ってあって、それが物語になっているのですが、それをプロジェクターでやるという非常に近代的な会でした。それを見てまいりました。

以上でございます。

高野委員 私のところは2点ありまして、1月14日にちょうど学校整備週間の後の学校訪問をしていた際に、発砲事件がありまして、その件でちょうど訪問中の先生方からご意見をいただきました。14日は中根橋小学校と向原小学校とを回ってきたのですが、昼休み中にどちらの学校も緊急の職員の打ち合わせをして、集団下校の対応をして、あとは、あいキッズとも非常によく連絡をとってきちんと対応していただいております。

次の日に、上板橋地区の上板橋小学校と、それから、あと弥生小学校の方に伺ったのですが、上板橋小学校については、まだ連絡が来る前に、板七から通級で通っている方が、「今日は学校がありますか」という連絡があつて初めてその事件について知ったということで、その辺が、時間的なずれだったとは思いますが、午後に通級されているお子さんで、そちらの方に上板小の方では大丈夫ですかというようなことがあつて初めて知ったのでというようなお話でした。

あと、弥生小学校は、板橋地区ではないけれども、あの辺から通ってくる子供さんがいるので、すぐ保護者の方に連絡して、あいキッズの方に行って、そこにお迎えに来るとかというようなことで対応したというようなお話でした。

ほかの板橋地区の学校では、保護者の方から、大体、20件近い問い合わせがあったけれども問題なかったというようなお話でした。

板橋地区というふう限定していたので、上板橋地区が地区のちょうどぎりぎりのところの学校が何校かありましたので、そこら辺からのご意見だったと思います。

それから、もう1点なのですけれども、広報いたばしの1月10日号で、「いたばし中高生勉強会 in なります」の募集が出ていました。大原社教だけではな

くて、成増でもまた開始していただけるのかなと思って、中高生の勉強する機会が広がって大変よかったなと思いました。

同時に、広報いたばしの中で、生活困窮者・生活保護受給者向け学習支援を行う事業者の募集というのが載っていたんですけども、これはどのような事業なのか、やはり子供に向けての学習支援なのか、その辺が、もし分かりましたら教えていただきたいと思いました。

生涯学習課長 私の方から説明させていただきます。

生活保護受給者が全国で200万人を大幅に超えまして、それに伴って、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しているというような、そのような社会状況を受けまして、あと、高校の中退、あるいは中学校・高校の不登校、ニート、ひきこもりといった、人間関係がうまく構築できないというようなこと、あるいは就労が困難な状態にある人々も増加しているというような対策として、国では新たな生活困窮者の自立支援制度が創設されるということで、実は、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行された。

そのための事業の1つとして、学習支援事業というのをやるというふうなことに決まったということで、これを板橋区では福祉事務所の管内で1カ所、どこかで委託して事業者にやっていただくという話でございました。

それで、社協の方でやっているのは、生活困窮にかかわらず誰でもオーケーというふうな形でやっております、福祉事務所の方からは、1回、社会教育会館にどんな事業をやっているのかという問い合わせがあったぐらいの接触しかないのですけれども、2つの社会教育会館で、今、中高生の勉強会を週1回のペースでやらせていただき、少しずつ裾野が広がってきているという状況がございます。

特に、これから社会教育会館については、青少年機能を付加した生涯学習センターという考え方がございまして、徐々にやれるところからやっていくという部分で、その機能として、色んな、様々な情報をここで発信して、場合によっては連携をしてみたいという役割も果たしていこうということでございますので、今後、こういうような事業が新たに立ち上がった場合、それを中高生向けにしっかり情報を発信していきたいと思ってございます。

今、ボランティアセンターの方で、「無料学習支援教室ミンゼミ」というのをやっているようでございます。

こちらの方は、逆に、経済的な事情で塾に来られない中学3年生を対象に募集していて、やっているということもありますので、あわせて、板橋の中でこういう動きが今ありますよということについてはお伝えしていきたいと思ってございます。

以上でございます。

高野委員 PTA予算説明会の中で、塾みたいなことを教育委員会の方でもやれないのかというようなご質問があったので、こういうものがあると、学校内では補充教室や何かを丁寧にやっていただいていますけれども、こういう形で色々な機会が広

がったら、また、それを色々な保護者の方にもお知らせしていけるといいのかなと思いましたが、よく分かりました。ありがとうございました。

庶務課長　　まず、第1点目の発砲事件の関係ですけれども、私どもの方で緊急メールを全区一斉にお送りしてございます。

限られた板橋地区の小中学校に限ってお送りしたのではなくて、メールの内容とすると全区に一斉に流して、板橋地区の小中学校が集団下校という形で、そういう措置をとりましということで、保護者の方々にご協力いただきたいという形でお送りしたところです。

特別支援学級に通級されている方に関しまして、そこまでの情報はメールでは流していないのですけれども、また、今度、こんなことがあってはいけないのですけれども、学校の方にはきめ細かい対応ができるようにということで伝えていきたいというように思います。

2点目。今、生涯学習課長の方からもあったのですが、低所得者対策といたしまして、それとあわせて生活保護の受給者も共にという形で、中学校から高校への進学、その環境整備に関して、外部委託の形で今後プロポーザルを設けて、平成27年度の当初からこちらの方に取り組んでいくということが決まっております。

予算化も、それについては組まれるという予定でいますので、この詳細が決まりましたら、また、この教育委員会の中でもご報告させていただきたいというように考えています。

委員長　　ほかにはございますか。

松澤委員　　2点だけ。今の発砲事件の件で、自分は徳丸小学校に行っていたのですけれども、そのタイミングとして、板橋区の方針がメールで送られてきて、その後、校長先生の方から職員会議を至急開いて迅速な対応をとっていらっしやったので、去年の台風の件もあったもので、危機管理の経路というのがすごく確立されているなというのを1つ感じました。

もう1点は、坂下小学校の道徳の公開の授業をちょっとだけ見せていただいたときに感じたのは、道徳のお話を中学校の方でも見させていただいたこともあったのですけれども、ある程度のマニュアルの中で先生方はお話をされているというのを感じたんですが、その中で、若手の先生が、自分の経験だったり、自分の気持ちを少し交えて、子どもたちに道徳のお話をしていたときに、すごくいいなというように自分は思いました。

道徳というものに関して、非常に難しい問題だとは思いますが、担任の先生ですとか、教えていただく先生の経験、思いを少し交えて話された方が子どもたちはすごく反応がよろしかったのではないかなと思ったので、すごくよかったなと思いました。

その2点です。以上です。

委員長　ほかにございますでしょうか。
なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
午前 11時 48分 閉会